

## 長期継続利用割引申込書兼継続請求書

NTTコミュニケーションズ株式会社

お客様へ 申込書は以下へ送付ください。

\* OCNサービス内で関連性のあるお申込みがある場合は、同じOCNセンタへあわせて送付ください。

郵送 〒920-0963 石川県金沢市出羽町4-1 金沢OCNサービスセンタ ビジネスサービス担当行  
FAX 0120-047-824

申込に関する問合せ  
TEL 0120-106-107

申込書到着確認専用フリーダイヤル  
TEL 0120-047-808

※ガイダンス音声の流れした後、申込書にご記入いただいた事務担当者の電話番号を入力してください。  
※到着確認が可能となるまで少々お時間をいただいております。通常、FAX送信後1時間程度で、ご確認が可能となります。

注) 申込書送付後、2-3日(※土・日・祝日は除く)経ってもOCNセンタからのご連絡がない場合は、申込書がOCNセンタに届いていない場合がありますので、送付したOCNセンタへご確認をお願いいたします。

## 長期継続利用割引申込書兼継続請求書

長期継続利用割引をオープンコンピュータ通信網サービス契約約款に基づき、下記のとおり申し込みます。  
また、下記の注意事項のとおり違約金が生じることに同意し、申し込みます。

太線枠内全項目を黒のボールペンでお書きください。該当する項目(□)に「レ点」にてチェックください。

<input type="checkbox"/> <b>新規</b>	<input type="checkbox"/> <b>継続</b>
------------------------------------	------------------------------------

お申込年月日	割引開始希望年月日
--------	-----------

サービス名	<input type="checkbox"/> スーパーOCN	<input type="checkbox"/> ビジネスOCN	<input type="checkbox"/> ハウジング用接続サービス
-------	----------------------------------	----------------------------------	---------------------------------------

長期継続利用 割引期間	<input type="checkbox"/> 3年	<input type="checkbox"/> 6年
----------------	-----------------------------	-----------------------------

### お客さま情報(必須)

お客様番号 <small>(必ず記入ください)</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <span style="font-size: 2em; font-weight: bold;">N</span> <input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/> </div> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">※Rから始まる番号でのお申込は出来かねます。お間違えの無いようご記入ください。</p>
------------------------------------	--

<b>申込者(契約者)</b> <small>※OCNIにて登録されているお申込者名、ご住所をご記入ください。 ※必ずご捺印ください。</small>	フリガナ				印
	お名前				
	ご住所	〒	都道府県	市区町村	
	大字 通称名	字名		ビル名等	
<b>事務担当者</b> <small>&lt;お申込みに関するご連絡先&gt;</small>	部門名				
	担当者名				
	TEL		FAX		

\* 上記、お申込みに関する連絡先に、FAXにて長期継続利用割引開始日等をお知らせします。

### 【ご注意】

- \* 長期継続利用割引サービスの期間満了前に廃止をお申込みの場合は、残余期間に応じた違約金を申し受けます。  
また、長期継続利用割引サービスご利用の場合で、最低利用期間内に解約された場合、長期継続利用割引サービスの違約金と最低利用期間の違約金を比較し、高額の方を適用いたします。
- \* 適用される品目の定額利用料が減少する変更(契約種類の変更も含みます)をされる場合、変更前の割引対象額から変更後の割引対象額を差し引いた額の残り期間分の35%を申し受けます。
- \* 長期継続利用割引を継続する場合は、満了日の約2ヶ月前に当社から満了の通知をしますので満了日の10日前までには、本申込書にて継続の申込みを行ってください。  
(期日までに継続の申込みがない場合、長期継続利用割引は、自動的に終了となります。)

### 【販売担当者記入欄】

販売チャネルコード <small>(販売代理店番号)</small>		お客さま区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 国・地方自治体 <input type="checkbox"/> 業務用 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 外国公館等		
組織区分	<input type="checkbox"/> Com第一法人 <input type="checkbox"/> Com第二法人 <input type="checkbox"/> Com第三法人 <input type="checkbox"/> Com第四法人 <input type="checkbox"/> Com第五法人 <input type="checkbox"/> Com関西営業本部 <input type="checkbox"/> Comチャネル営業本部 <input type="checkbox"/> ComNB本(VA東日本エリア) <input type="checkbox"/> ComNB本(VA西日本エリア) <input type="checkbox"/> ComNB本(VA以外) <input type="checkbox"/> Com一般 <input type="checkbox"/> NTT東日本 <input type="checkbox"/> NTT西日本 <input type="checkbox"/> 金沢OCNSC <input type="checkbox"/> 名古屋OCNSC <input type="checkbox"/> 幕張DSC <input type="checkbox"/> その他				
お客さま対応部門	所属	申込受付部門	所属		
	名前		名前		
	TEL		FAX	TEL	FAX
	E-mail		E-mail		
記事欄					
共通顧客ID					

第1種OCNサービス料金表(抜粋)

(3) 長期継続利用に係る定額利用料の適用

ア 当社は、第1種契約者(臨時第1種契約者を除きます。以下この欄において同じとします。)から、その第1種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表通則の17に規定する長期高額利用割引の適用を受けるものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、次表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間における定額利用料については、1-2-1(定額利用料)に規定する定額利用料の額から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

(ア) 3年利用(3年間)

その第1種オープンコンピュータ通信網サービスを同一品目の第3種オープンコンピュータ通信網サービス(クラス2のもの(臨時第3種契約に係るものを除きます。))とします。)とみなした場合に適用される定額利用料の基本額と同額(以下「長期継続利用適用額」といいます。)に0.1を乗じて得た額

(イ) 6年利用(6年間)

長期継続利用適用額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日(第1種契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第1種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日)から適用します。

ウ 長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には、第1種オープンコンピュータ通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る第1種契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ エに規定するほか、料金月の初日以外の日において、料金表通則の17に規定する長期高額利用割引に係る割引適用回線群に、長期継続利用に係る第1種契約(その料金月において長期継続利用の廃止があったものを含みます。)を追加する申出を当社が承諾した場合は、当社は、その料金月の初日(その料金月がその長期継続利用に係る定額利用料の適用を開始した料金月である場合は、その適用を開始した日とします。)にその第1種契約に係る長期継続利用の廃止があったものとみなして取り扱います。

カ 長期継続利用に係る第1種契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

キ 長期継続利用期間の途中における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

ク 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用に係る定額利用料については、その種類の変更を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算し算出します。

ケ 長期継続利用に係る第1種契約者は、長期継続利用期間の満了前に品目の変更によりその第1種契約に係る長期継続利用適用額が減少した場合又は長期継続利用の廃止(当社が別に定める理由による第1種契約の解除に伴うものを除きます。)があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区分

(ア)定額利用料が減少した場合

支払いを要する額

残余の期間に対応する定額利用料差額(減少前の定額利用料の額から減少後の定額利用料の額を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額

(イ)長期継続利用の廃止があった場合

残余の期間に対応する廃止前の定額利用料の額に0.35を乗じて得た額

(注) この欄に規定する当社が別に定める理由は、他社接続契約者回線が別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合によるものとします。

第3種OCNサービス料金表(抜粋)

(10) 長期継続利用に係る定額利用料の適用

ア 当社は、第3種契約者(臨時第3種契約者を除きます。以下この欄において同じとします。)から、その第3種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表通則の17に規定する長期高額利用割引の適用を受けるものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、次に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間における定額利用料については、3-1-2(料金額)(1)(定額利用料)に規定する定額利用料の額(この表の(1)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

(ア) 3年利用(3年間)

3-1-2(1)アに規定する基本額(加算料を除きます。以下この表において同じとします。)に0.1を乗じて得た額と3-1-2(1)イに規定するアクセス回線料の額に0.07を乗じて得た額を合算した額

(イ) 6年利用(6年間)

3-1-2(1)アに規定する基本額に0.11を乗じて得た額と3-1-2(1)イに規定するアクセス回線料の額に0.11を乗じて得た額を合算した額

イ 長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日(第3種契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日)から適用します。

ウ 長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には、第3種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る第3種契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ エに規定するほか、料金月の初日以外の日において、料金表通則の17に規定する長期高額利用割引に係る割引適用回線群に、長期継続利用に係る第3種契約(その料金月において長期継続利用の廃止があったものを含みます。)を追加する申出を当社が承諾した場合は、当社は、その料金月の初日(その料金月がその長期継続利用に係る定額利用料の適用を開始した料金月である場合はその適用を開始した日とします。)にその第3種契約に係る長期継続利用の廃止があったものとみなして取り扱います。

カ 長期継続利用に係る第3種契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

キ 長期継続利用期間の途中における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限ることができます。

ク キの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用に係る定額利用料については、その種類の変更を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ケ 長期継続利用に係る第3種契約者は、長期継続利用期間の満了前に接続事業者変更等によりその第3種契約に係る定額利用料の額(基本額の加算料及びアクセス回線料の加算額を除きます。以下この欄において同じとします。)が減少した場合、品目の変更等(第3種オープンコンピュータ通信網サービスの品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の移転又は他社接続契約者回線に係る種類、品目、終端の場所、サービスクラスによる区別、保守の区別若しくは1芯式と2芯式の区別の変更をいいます。以下この欄において同じとします。)によりその第3種契約にWの定額利用料の額が減少した場合、アクセス回線二重化の廃止によりその第3種契約に係る定額利用料の額が減少した場合又は長期継続利用の廃止(当社が別に定める理由による第3種契約の解除に伴うものを除きます。)があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区分

支払いを要する額

(ア)定額利用料が減少した場合

残余の期間に対応する定額利用料差額(減少前の定額利用料の額から減少後の定額利用料の額を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額

(イ)長期継続利用の廃止があった場合

残余の期間に対応する廃止前の定額利用料の額に0.35を乗じて得た額

コ ケの規定にかかわらず、最低利用期間内に第3種契約の解除(当社が別に定める理由によるものを除きます。)又は接続事業者変更等、品目の変更等若しくはアクセス回線二重化の廃止があった場合の支払いを要する額については、次のとおりとします。

(ア) 第3種契約の解除又は接続事業者変更等、品目の変更等若しくはアクセス回線二重化の廃止があった場合((イ)の場合を除きます。)ケの規定により算出した額と(9)欄の規定により支払いを要する額のうち、いずれか高額となる額

(イ) 第3種契約の解除又は品目の変更等があった場合(その解除又は変更が(9)欄に規定する基本最低利用期間内にあった場合であって、接続最低利用期間(複数の接続最低利用期間の適用がある場合は、その双方とします。)の期間を起算する日が基本最低利用期間のそれと同一であるときに限ります。)ケの規定により算出した額

(注) この欄に規定する当社が別に定める理由は、他社接続契約者回線が別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合によるものとします。

第5種OCNサービス料金表(抜粋)

(8) 長期継続利用に係る定額利用料の適用

ア 当社は、第5種契約者から、その第5種オープンコンピュータ通信網サービスについて、次表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間における定額利用料(加算料を除きます。以下この欄において同じとします。)については、5-2-1(定額利用料)に規定する定額利用料の額(この表の(1)欄から(7)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

(ア) 3年利用(3年間)

5-2-1に規定する定額利用料の額に0.1を乗じて得た額

(イ) 6年利用(6年間)

5-2-1に規定する定額利用料の額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日(第5種契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第5種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日)から適用します。

ウ 長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には、第5種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る第5種契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る第5種契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の途中における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用に係る定額利用料については、その種類の変更を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る第5種契約者は、長期継続利用期間の満了前に品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、契約者回線の移転若しくはアクセス回線二重化の廃止によりその第5種契約に係る定額利用料の額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区分

支払いを要する額

(ア)定額利用料が減少した場合

残余の期間に対応する定額利用料差額(減少前の定額利用料の額から減少後の定額利用料の額を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額

(イ)長期継続利用の廃止があった場合

残余の期間に対応する廃止前の定額利用料の額に0.35を乗じて得た額